

令和7年12月16日

保護者(特別支援学級入学予定児童) 様

合志楓の森小学校 校長 佐藤 政臣

特別支援教育就学奨励費について(お知らせ)

師走の候、皆様には益々ご健勝のことと拝察いたします。

さて、来年度のお子様のご入学にあたり、特別支援学級在籍の場合に支給される「特別支援教育就学奨励費」についてお知らせいたします。

「特別支援教育就学奨励費」の「新入学児童・生徒学用品等購入費」につきましては、レシート・領収書等の経費の算定の基礎となる資料の提出が必要となります。提出については新年度(6月末～7月上旬頃)になりますから申請の手続きと併せてお知らせいたしますので、それまで新入学に当たって下記の用品等を購入した際のレシート・領収書等を保管しておいていただきますようお願いします。

なお、収入額・家庭の状況等によりましては「特別支援教育就学奨励費」が支給されない場合があります。また、「就学援助費」(経済的な理由で就学に係る支出が困難と認められるご家庭へ支給されるもの)の方で認定された場合はレシート・領収書等は必要ありませんのでご了承ください。

何かお尋ね等がございましたら、学校または教育委員会へお電話ください。別紙「保護者のみなさまへ」は令和7年度分を参考として載せておりますのでご覧ください。

記

〈保管・提出していただくもの〉

- ・新入学に当たって購入された学用品、通学用品(ランドセル、カバン、標準服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等)の領収書やレシート

〈提出先〉

- ・学校 ※提出時期については別途連絡いたします。

補助対象のものであるか確認できるよう、品名等がわかるようにしてご提出ください。(付箋に記入する・鉛筆で加筆など)

〈問い合わせ先〉

- ・合志楓の森小学校 事務室 TEL096-245-6638
- ・合志市教育委員会 学校教育課 TEL096-248-2366

特別支援教育就学奨励費について

本市では、国の補助を得て、小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図るため、世帯の収入に応じて就学に必要な経費を援助します。
(支給項目は裏面のとおり)

▼支給の条件

児童生徒が特別支援学級に在籍しており、世帯収入(別世帯および別居中の父を含む)が国の定める認定基準に該当すること。

なお、就学援助を併願している方で、認定となった場合は、支給項目が重複するため、就学奨励費が対象外となりますのでご了承ください。

▼提出書類（世帯に1部で可）

- (1) 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書
- (2) 現世帯(別世帯含む)の中で、令和7年1月1日時点に合志市に住民登録がない方のみ
令和7年度 所得課税証明書(各個人分)
※社会保険料控除、ひとり親控除、寡婦(夫)控除の記載があるもの
※世帯分は必要項目の記載がないため、各個人ごとの証明書を提出してください。
※扶養に入っている未成年者分は不要です。
- (3) 小学校1年生 および 中学校1年生の方のみ
新入学児童生徒学用品(ランドセル・鞄・通学服・上履き・帽子等)の領収書・レシートの写し
※紛失した場合は、使用したカタログ等の写しに、購入した品目を記入したうえで添付してください。

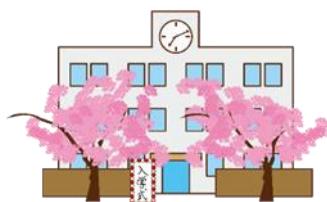
上記のうち、必要な書類が揃っていない世帯につきましては、審査および支給ができません。

▼提出期限・提出場所・認定期間

提出期限	提出場所	認定期間
学校が定めた期限まで	各学校(小・中学校それぞれお子様がいる場合は、中学校へご提出ください。)	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

※転出や世帯員変更による収入の増により、支給条件に該当しなくなった場合は、その当月末にて認定の資格は消滅しますのでご了承ください。

裏面も必ずご確認ください



▼支給項目一覧

前期(10月末)、後期(3月末)に分けて指定の保護者口座へ支給します。

※学校納付金に未納がある場合、就学援助費から充当を行い、未納金額分は学校口座へ振り込みを行いますのでご了承ください。

援 助 の 種 類	金額および内容	
新入学児童生徒学用品費	国が定めた金額	新入学児童生徒
学用品費等	国が定めた金額	全児童生徒が対象
修学旅行費	実費額の1/2の額(上限あり)	認定日以降に参加した修学旅行に必要な経費(こづかい等除く)
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費額の1/2の額(上限あり)	認定日以降に参加した校外活動に必要な交通費および見学料等
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実費額の1/2の額(上限あり)	認定日以降に参加した校外活動に必要な交通費および見学料等
学校給食費	実費額の1/2の額	全児童生徒対象
通学費	8円/1kmで算定した額	学校長が認めた児童生徒
オンライン学習通信費	国が定めた金額の1/2の額	該当する所得区分者

▼その他記入上の注意

①太枠の部分を記入してください。

世帯の状況欄は、「収入のある世帯員」および「収入のない世帯員」それぞれ欄が異なります。

令和6年12月31日現在の家族全員の状況について記入してください。

②上部の「保護者等(申請者)氏名」および「振込先の口座名義人」は必ず一致させてください。

③児童福祉施設または、指定療育機関(国・公立の病院等)に入っている児童生徒については、次の証明を添付してください。

- ・教育費についての措置費を受けていない旨の施設長の証明書
- ・指定療育機関で療育の給付を受けていない旨の施設長の証明書

【問い合わせ先】

合志市教育委員会 学校教育課
(合志市役所 防災センター棟2階)

TEL 096-248-2366